

青森県報

第三千四百十号

平成二十三年
七月八日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則……………(林政課) ……一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……三

右……………(同) ……三

建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……三

右……………(同) ……四

出先機関……………(同) ……四

土地改良区の役員の内任……………(県北地域) ……四

規

則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則(平成十年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 森林環境保全直接支援事業

第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 環境林整備事業

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、平成二十三年度分の補助金から適用し、平成二十二年度分までの補助金については、なお従前の例による。

告

示

青森県告示第五百九十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

三 代表者の氏名

鷹山 彰善

四 主たる事務所の所在地

青森市千刈一丁目二一の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の山々、河川、海の環境再生・環境保全のための諸活動を通じて、青森県民のみならず日本国民の健康維持を図ることを目的とする。また、青森県は観光立県宣言をされており、その観光事業を成功させるためにも、当法人は観光立県宣言の精神の一翼を担うものとする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おいらせサポートハウスの家

三 代表者の氏名

服部 知子

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字法量字焼山六四の二二七

五 定款に記載された目的

この法人は、三八上北周辺住民及び、高齢者・障害者・児童・その家族や支援する人に対し、必要な福祉サービスなどの事業を行い、自分らしく生活できる社会の構築を目指すとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこやなぎ

三 代表者の氏名

湖東 正美

四 主たる事務所の所在地

三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、南部町及び地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会参加を促進するための支援に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指す、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社竹内興業

二 代表者の氏名 竹内 秀子

- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野三六五の六六〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第〇一六九四二号
- 五 取消年月日 平成二十三年六月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社高杉建設
- 二 代表者の氏名 高杉 桂吉
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字馬繫一〇の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八) 第〇〇三六五二号
- 五 取消年月日 平成二十三年六月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年七月八日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所         | 内任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|----------------|------------------------|
| 理事                | 田中 清作  | 十和田市大字米田字一本松二一 | 平成三・六・二五               |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭